

## 電子処方箋を導入する施設は

### 4月4日までに医療DX推進体制整備加算の届出直しを

医療経営ニュース Vol.93 にて、医療DX推進体制整備加算の細分化、マイナ保険証利用率の引上げ、在宅医療DX情報活用加算の見直しについて解説しました。

2025年2月28日に[医療DX推進体制整備加算の取扱いに関する疑義解釈資料](#)が発出されたので解説します。

#### ■医療DX推進体制整備加算 施設基準の届出直しについて

2025年4月1日からの医療DX推進体制整備加算の評価の見直しに伴い、既に当該加算の施設基準を届け出ている施設において、電子処方箋を導入し、加算1～3を算定する場合は、2025年4月4日までに新たな様式による届出直しが必要となります。電子処方箋未導入で、加算4～6を算定する場合は、届出直しは不要です。

また、小児科外来診療料を算定している医療機関については、2024年1月1日から2024年12月31日までの延べ外来患者数のうち6歳未満の患者の割合が**3割以上**の医療機関が、加算3及び加算6を算定する場合には、2025年4月1日から2025年9月30日までの間に限り、マイナ保険証利用率実績の要件を「15%以上」ではなく、「12%以上」とすることが可能です。ただし、この場合には、2025年4月1日までに新たな様式による施設基準の届出が必要となります。

#### 【2025年4月～の区分と点数】

区分		加算1	加算2	加算3	加算4	加算5	加算6
電子処方箋発行体制		有			無		
点数	医科	12点	11点	10点	10点	9点	8点
	歯科	11点	10点	8点	9点	8点	6点
	調剤	10点	8点	6点			

届出直しが必要

区分	加算1	加算2	加算3	加算4	加算5	加算6
マイナ保険証利用率 (利用率実績 2025年1月～)	45%	30%	15%	45%	30%	15%

出典…厚生労働省 中医協総会（第603回）総-8-3答申について

（医療DX推進体制整備加算及び在宅医療DX情報活用加算の見直し）[001388387.pdf](#) より一部抜粋

小児科外来診療料算定施設で「12%以上」の利用率要件とする場合届出直しが必要

なお、2025年3月31日時点で既に医療DX推進体制整備加算の施設基準を届け出ている医療機関で、マイナ保険証利用率の実績が、加算1～6のいずれの基準も満たさない場合は、届出直しは不要となっています。その場合、当該加算を算定することはできません。

## ■電子処方箋管理サービスを登録できる体制

電子処方箋を発行する体制又は調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制とは具体的に以下の体制を指します。

院外処方	院内処方
原則電子処方箋を発行、又は引き換え番号が印字された紙の処方箋を発行し、処方情報の登録を行っていること	原則医療機関内で調剤した薬剤情報を電子処方箋管理サービスに登録を行っていること

当該加算の算定にあたり、電子処方箋システムにおける医薬品のマスタの設定等が、適切に行われているか等安全に運用できる状態であるかについて、厚生労働省が示す[チェックリスト](#)を用いた点検を完了する必要があります。この点検が完了した保健医療機関は、[医療機関等向け総合ポータルサイト](#)において示される方法により、その旨を報告する義務があります。

詳しくは、[医療機関等向け総合ポータルサイト](#)をご確認ください。

## ■小児科外来診療料算定医療機関における「前年の延患者数のうち6歳未満の患者割合」

$$\text{前年※の延患者数のうち6歳未満の患者割合} = \frac{\text{前年※において、以下の①～⑥のいずれかを算定した延外来患者数}}{\text{前年※の延外来患者数}}$$

※前年とは、2024年1月1日から2024年12月31日までを指す。

①小児科外来診療料	②小児かかりつけ診療料
③初診料における乳幼児加算	④再診料における乳幼児加算
⑤外来診療料における乳幼児加算	⑥在宅患者訪問診療料（Ⅰ）（Ⅱ）における乳幼児加算

上記に加え、在宅医療DX情報活用加算1を算定する場合も、2025年4月1日までに新様式での届出直しが必要となります。届出の新様式については、医療機関を所管する厚生局ホームページよりご確認ください。

株式会社ユアーズブレンでは、診療報酬の解釈や指導監査対策等、医事に関する様々なご質問・ご相談に対応する「**医事相談室**」サービスを提供しております。  
 詳細をご希望の方は <https://www.yb-satellite.co.jp/original9.html#a04> から、  
 または TEL：082-243-7331 e-mail：info@yb-satellite.co.jp からお問合せください。